

領事出張サービスのお知らせ

平成29年9月26日
在フランクフルト日本国総領事館

この度、フランクフルト日本人国際学校様にご協力を頂き、学校祭会場にて、在外選挙人名簿登録申請及び在留届等の受付を行うことになりました。皆様には、どうぞこの機会にご登録下さいますよう、宜しくお願い致します。

1 日時：10月15日（日）12：00～14：00

2 場所：フランクフルト日本人国際学校（Langweidenstr.8-12, 60488 Frankfurt am Main）

3 在外選挙人登録

（1）登録できる方

年齢満18歳以上で、日本国籍を持ち、在フランクフルト日本国総領事館の管轄区域内（ヘッセン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州）にお住まいの方

（2）ご持参頂く書類

- 日本国旅券
- 当館の選挙管轄区域内に居住していることを確認できる書類（滞在許可証、住所地の家屋の賃貸借契約書、住所地の土地・家屋の購入契約書等。なお、既に当館に在留届をご提出済みの場合、その旨お申し付け下されば、その他の確認書類は不要です。）

（3）ご注意頂く点

- 日本国内の最終住所地で転出届が未提出となっている方は、在外選挙人名簿に登録できませんので、ご注意ください。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認下さいますようお願い致します。
- 在外選挙人証の申請から交付までには、おおむね2～3ヶ月を要します。
- 一時帰国して転入の届出を行い、再び海外に転出した場合には、転入届後4ヶ月を経過したときに自動的に在外選挙人名簿から抹消されるため、改めて在外選挙人名簿への登録申請手続きが必要です。

（4）在外選挙人証を紛失・破損等された方や、住所もしくは氏名に変更があった方

申請に必要な書類をご用意いたしております。なお、住所もしくは氏名に変更があった方は本籍地の記載が必要ですので、事前にご確認願います。

4 在留届

日本国外に3ヶ月以上滞在する場合は、旅券法で在留届の提出が義務づけられています。在留届には、本籍地のほか同居家族の方々の旅券番号、当地における緊急連絡先等を記入していただきますので、予めご用意願います。

また、近々帰国・引越し予定の方や電話番号・メールアドレス等に変更のあった方は、変更/帰国届の用紙もありますのでお申し出下さい。

5 お願い

（1）本件に関するお問い合わせは、在フランクフルト日本国総領事館領事部（069-238573-0, konsular@fu.mofa.jp）へお願いします。

（2）学校祭の会場の一部をお借りして実施致しますが、会場周辺に駐車されますと、日本人学校様や付近住人のご迷惑となります。くれぐれも車でのご来場はご遠慮ください。